長期収載品にかかる選定療養のお知らせ

●患者さんの希望でジェネリック医薬品のある薬を先発医薬品で処方する場合、調剤薬局で差額分の自己負担が発生します

令和６年 10 月１日より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある長期収載品（後発医薬品があり以下の基準に該当する先発医薬品のこと）を**患者さん自身が希望する場合**、「選定療養費」として保険割合での自己負担分に加えて「後発品との差額分の自己負担金」が発生する制度が開始となります。

【対象となる医薬品】＊入院患者さんを除く院内処方、院外処方、注射薬が対象です

◇後発医薬品が発売されてから５年以上経過した長期収載品

◇後発医薬品への置き替え率が 50%以上の長期収載品

【自己負担額】

◇長期収載品と後発医薬品の価格差の 1/4 の金額が患者さんの負担となります。

＊指定難病・身障・ひとり親など国や自治体の公費負担医療対象の方についても選定療養分の自己負担は発生します

【選定療養の対象とならない場合】

下記の場合は選定療養の対象外のため自己負担は発生しません

・医師が医療上の必要性で後発医薬品への変更が出来ないと判断した場合

・メーカーの出荷制限などで後発医薬品を提供することが出来ない場合

・バイオ医薬品

ご理解ご協力をお願いいたします。

2024 年９月 12 日

勤医協中央病院　院長